会員たより

Vol.14 No22 2021.11.15



〒596-0053 岸和田市沼町 29-5 岸繊維産業㈱内 http://www.curtainjp.com



住宅・建築物の省エネルギー対策に係る最近の動向について

出典:国交省 建築物エネルギー消費性能基準等委員会(2021年11月4日) 資料より抜粋加工 https://www.mlit.go.jp/common/001430103.pdf

◆住宅・建築物の

省エネルギー対策に係る直近の動き

- ○第 203 回国会における菅内閣総理大臣所信表演説(令和 2 年 10 月 26 日)(抜粋)
 我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。
- ○気候変動サミット 菅内閣総理大臣発言(令和3年4月22日) (抜粋) 地球規模の課題の解決に、わが国としても大きく踏み出します。2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。
- ○エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定) (抜粋)

2030 年度以降新築される住宅・建築物について、 ZEH・ZEB 水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも 2030 年度までに実施する。

2050 年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る 2030 年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す。

○地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) (抜粋)

2030 年度以降新築される建築物について ZEB 基準の省エネ性能の確保を目指し、整合的な誘導基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも 2030 年度までに実施する。 2030 年度以降新築される住宅について ZEH 基準の省エネ性能の確保を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030 年度までに実施する。

住宅・建築物については、2030年において新築戸 建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されてい ることを目指す。

○パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) (抜粋) 2050年にストック平均で ZEH・ZEB 基準の水準の省エネルギー性能が確保されているとともに、その導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入が一般的となることを目指す。

◆新たな地球温暖化対策計画における削減目標

(図・表) 出典: 2030 年度におけるエネルギー需 給の見通し (R3.9) (資源エネルギー庁) より作成

○住宅・建築物分野の削減目標

※四捨五入の関係で合計が一致しない

	削減量
新築建築物	403
建築物改修	143
新築住宅	253
住宅改修	91
合計	889

※原油換算 単位万 KL

○住宅・建築物分野の追加削減量

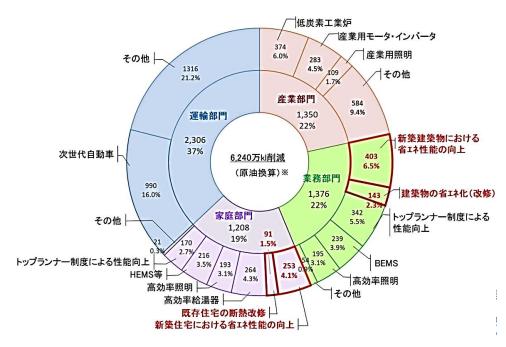
新たな	追加	H28.5
目標	削減量	計画
889	159	730

≪トピックス≫

指定用語「アクリル系」が「モダクリル」に改正さ れます

家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)に 定められた繊維製品品質表示規程第六条(指定用 語)に規定されている「アクリル系」が「モダクリ ル」に改正されます。

告示及び施行: 2022年1月1日(令和4年1月1日) 経過措置: 2022年1月1日~2022年12月31日(1年間) (経過措置の期間、従前の表示(アクリル系)が 可能です)



- ◆脱炭素社会に向けた住宅・建築物における 省エネ対策等のあり方・進め方の概要
- 1. 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取 組の進め方
- (1) 2050 年及び 2030 年に目指すべき住宅・建築 物の姿≪あり方≫
 - ・2050年に目指すべき住宅・建築物の姿

(省エネ)ストック平均でZEH・ZEB基準の 水準の省エネ性能(※1)が確保される

(再エネ) 導入が合理的な住宅・建築物における 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が 一般的となる

・2030年に目指すべき住宅・建築物の姿

(省エネ)新築される住宅・建築物についてはZ EH・ZEB基準の水準の省エネ性能(※2) が確保される

(再エネ)新築戸建住宅の6割において太陽光発 電設備が導入される

(※1) ストック平均で住宅については一次エネルギー消費量を省エネ基準から 20%程度削減、建築物については用途に応じて 30%又は 40%程度削減されている状態(※2)住宅:強化外皮基準及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネ基準値から20%削減 建築物:同様に用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模は20%削減)

(2) 家庭・業務部門

(住宅・建築物における省エネ対策の強化)

- ① 省エネ性能の底上げ(ボトムアップ)
- 住宅を含む省エネ基準への適合義務化〈 2025 年度〉
- 断熱施工に関する実地訓練を含む未習熟な事業者の技術力向上の支援
- 新築に対する支援措置について省エネ基準適 合の要件化

(②の取組を経て)

・ 義務化が先行している大規模建

- 築物から省エネ基準を段階的 に 引き上げ
- ・遅くとも 2030 年までに、誘導 基準への適合率が 8割を超え た時点で、義務化された省エネ 基準を Z E H・ Z E B 基準の水 準の省エネ性能(※)に引き上 げ
- ※ 住宅:強化外皮基準+一次エネルギー消費量▲20% 建築物:用途に応じ、一次エネルギー消費量▲30%又は40%(小規模は20%)
- ②省エネ性能のボリュームゾー ンのレベルアップ

ZEH·ZEB基

<u>準の水準 の省エネ性能に引き上げ、整合させ</u>る.

- ・ 国・地方自治体等の新築建築物・住宅について 誘導基準の原則化
- ・ ZEH、ZEB等に対する支援を継続・充実
- ・ 住宅トップランナー制度の充実・強化(分譲マンションの追加、トップランナー基準をZE H相当の省エネ性能に引き上げ)
- ③より高い省エネ性能を実現するトップアップの 取組
- ZEH+やLCCM 住宅などの取組の促進
- 住宅性能表示制度の上位等級として多段階の 断熱性能を設定
- ④機器・建材トップランナー制度の強化等による 機器・建材の性能向上
- ⑤省エネ性能表示の取組
- ・ 新築住宅・建築物の販売・賃貸の広告等における省エネ性能表示の義務付けを目指し、既存ストックは表示・情報提供方法を検討・試行
- ⑥既存ストック対策としての省エネ改修のあり 方・進め方
- ・ 国・地方自治体等の建築物・住宅の計画的な省 エネ改修の促進
- ・ 耐震改修と合わせた省エネ改修の促進や建替 えの誘導
- ・ 窓改修や部分断熱改修等の省エネ改修の促進
- ・ 地方自治体と連携した省エネ改修に対する支援を継続・拡充 等
- (3)エネルギー転換部門

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- ①太陽光発電の活用
- 低炭素建築物の認定基準の見直し(再エネ導 入ZEH・ZEBの要件化)
- ②その他の再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用や面的な取組
- (4) 吸収源対策(木材の利用拡大)

カーボンニュートラルの実現に向けて。

出典:環境省 HP 脱炭素ポータル トピックスより抜粋

https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice



◆住宅関係 (アクション8~14)

アクション	暮らしのメリット
(8) 太陽光パネルの設置	・自宅に電源を持ち、余剰分は売電することが可能になる。 ・FIT 制度等を利用することで投資回収が可能(電力会社等が初期費 用を負担し、電気代により返済する方法も普及しつつある。)
(9) ZEH(ゼッチ)建て替え、新築時は、高断熱で、太陽光パネル付きのネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)	・健康、快適な住環境を享受できる(断熱効果で夏は涼しく、冬は熱が 逃げにくい。また、結露予防によるカビの発生抑制、冬のヒートショ ック対策、血圧安定化等の効果がある。)。 ・換気の効率向上(換気熱交換システムなら冷暖房効率を極力落とさず に室内の空気環境を清浄に保持) ・光熱費の節約
(10) 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム (省エネ家電の導入と同時実 施で相乗効果)	・遮音・防音効果の向上 ・室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネを実現 ・防災レジリエンスの向上
(11) 蓄電地 (車載の蓄電池)・ 蓄エネ給湯機の導入・設置	・ 貯めた電気やエネルギーを有効活用することを通じて、光熱費の節約 や防災レジリエンスの向上に繋げることができる。
(12) 暮らしに木を取り入れる	・生活の中で木を取り入れることは、温かみや安らぎなど心理面での効果がある。・木は調湿作用、一定の断熱性、転倒時の衝撃緩和等の特徴があり、快適な室内環境につながる。・木を使うことで、植林や間伐等の森林の手入れにも貢献できる。
(13) 分譲も賃貸も省エネ物件 を選択 間取りと立地に加え、省エネ性 能の高さで住まい選択	・光熱費の節約ができる。 ・健康、快適な住環境を享受できる。
(14) 働き方の工夫 職住近接、テレワーク、オンラ イン会議、休日の分散、二地域 居住・ワーケーション	・通勤・出張等による移動時間・費用の節約、地方移住が選択肢に 生活時間の確保(家族との時間や育児・介護との両立、自宅で昼食を 摂るなど、生活スタイルに合わせた時間の確保) ・身体的な負担の軽減(混雑した電車や道路渋滞などからの解放) 徒歩や自転車圏内なら、人との接触(密)を避けられる。 ・観光地、レジャー施設、商業施設の混雑緩和 ・寒い冬は南で、暑い夏は北で暮らす等の工夫により、できるだけ省エ ネかつ健康維持